

医療給付金の給付は、次の例のようになります。



愛知花子さん

平成29年12月から平成30年11月まで、1年分をまとめて請求しようと思います。自己負担額は次の表のとおりですが、給付額はどれくらいになりますか。

受診年月	窓口で支払った額			自己負担額の合計
	A病院	B病院	C病院	
平成29年12月	9,490		2,870	12,360
平成30年 4月	8,640	2,560	2,680	13,880
6月	63,900			63,900
9月		2,730		2,730
10月	18,720		1,560	20,280
11月	12,950	2,560	3,710	19,220
合計金額	113,700	7,850	10,820	132,370



事務局

愛知花子さんの医療補助金の給付額は、次のようになります。医療費が高額になるほど、自己負担額の軽減につながることを実感されると思います。

☆ 各月の自己負担額の合計から3,000円を控除した額の6割が給付されます。

12月分の給付額は、12,360円から3,000円を引いた9,360円の6割なので、5,616円になります。

4月分の給付額は、6,528円です。

6月分の給付額は、36,540円です。

9月分の給付額は、0円です。

10月分の給付額は、10,368円です。

11月分の給付額は、9,732円です。

平成29年12月から平成30年11月までの給付額の合計は、68,784円です。

☆ 愛知花子さんの通帳には、給付額の合計68,784円から振込手数料を差し引いた金額を振り込みます。ただし、実際には診療点数を基にして計算されますので、上記の金額と若干の誤差が生じる場合があります。

☆ 退職会員と有資格配偶者は、それぞれ別の医療補助金請求書にてご提出してください。また、医療補助金請求の有効期限は、1年間です。